

東洋大学

雨水会

会員のしおり



2020年度

目 次

会長挨拶	1
浦水会の組織について	
本部組織について	2
支部組織について（支部区分）	3
事業活動について	4 5
浦水会からのご案内	6
浦水会費について	7
東洋大学浦水会 会則	8 10
東洋大学浦水会 奨学生規程	11
浦水会の支部主催行事等援助金支給規程、東洋大学 弔慰金に関する規程	12
東洋大学浦水会 個人情報保護に関する取扱基準	13
キャンパスガイド	14 18
事業活動スナップ	19 21

ご入学おめでとう ごぞいいます。

浦水会会長 荻野 雅彦



このたびは、ご家族が歴史と伝統のある東洋大学にご入学されましたことを心より歓迎申し上げます。

「東洋大学浦水会（ほすいかい）」会長の荻野雅彦と申します。「浦水会」は、1959年（昭和34年）1月に東洋大学の父兄会として「子女の善意と知性の伸長、健康の保全等を通じ、大学に協力して学生生活の充実を図り、父母相互の親睦と連帯の責任感によって、子女の将来に希望と幸福をもたらすことを念願する。」という趣旨をもって設立されました。

学祖井上円了（いのうえ えんりょう）先生が哲学館（東洋大学の前身）や東京都中野区の哲学堂建設のために寄付金を求めて全国を講演行脚された際に、寄付を寄せられた人々に返礼として贈られた自筆の書に記された雅号の「浦水」を、会の名称に改めてからは26年となり、現在全国に56支部、約26,500名の会員により組織されています。

本会に加入された会員は、在住の地域に基づいて、全国の都道府県に設置されている56の支部のいずれかに所属することとなります。支部の構成につきましては、地域の広大な北海道、会員数の多い東京都、埼玉県などは複数の支部が設置され、支部運営を効果的に行うため札幌と函館、石川県と福井県、京都府と滋賀県、大阪府と奈良県が合併した形で支部が設置されています。浦水会の活動には、大きく分けて本部活動と支部活動の2つに分かれています。

本部活動においては、援助金や奨学金、大学への寄付などを通じて、在校生に対する支援を行うとともに、大学と連携を図

りながら父母懇談会などの大学主催の行事や箱根駅伝など運動部の各種大会の応援に積極的に参加協力しています。また、全国の会員を対象とした「会員の集い・就職フォーラム」などのイベントや懇親会、支部長研修会などを行い、会員相互の連携や懇親を図っています。

支部においては、支部総会や就職講演会、校舎見学会などがあがり、本部からの支援を受ける形で自主的に活動運営がなされます。浦水会は、平成27年度より活動内容を見直し、大学との協働（協力して働く）をコンセプトにし、大学の事業に密接に係るとともに、在学生の最大のサポーターとして、本冊子で紹介しております各種の施策を実施しています。

私ども父母保証人といたしましては、在学生の就職に際して不安が募るところですが、幸いなことに東洋大学では、「哲学の精神」を建学の志として大切にしており、ますます世の中が価値観の多様化や技術革新の進行等により変化している混沌とした時代の中で、自立した個人として物事を深く考え、自ら解を導き出すためにふさわしい素養を育めるよう教育体制が整備されています。大学と浦水会との協働を通じまして、在校生が安心安全に学生生活を過ごし、円満な就職が成就可以るよう期待してやみません。

最後になりましたが、会員の皆様方には東洋大学を身近に感じていただき、「子育ての総仕上げ」としてご子息、ご子女が充実した学生生活を過ごし、豊かな将来像を確立していけるように浦水会として可能な役割を果たして参りたいと存じます。

昨年は60周年を記念し、会員皆様の利便性向上と、全国各支部の活性化を目的としました、浦水会独自のホームページを立ち上げました。積極的に情報も発信してまいりますので、今後会員になられる皆様方におかれましては、是非とも積極的に浦水会の活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。

本部組織について

「評議員会」は、全国に56ある支部の各支部長と支部会員数が1,000名を超える各支部において選出される支部長以外の1名からなる評議員により構成される雨水会の最高議決機関です。

役員の選出、会則の改正、事業計画および事業報告、予算及び決算など、会の重要案件の議決を行います。

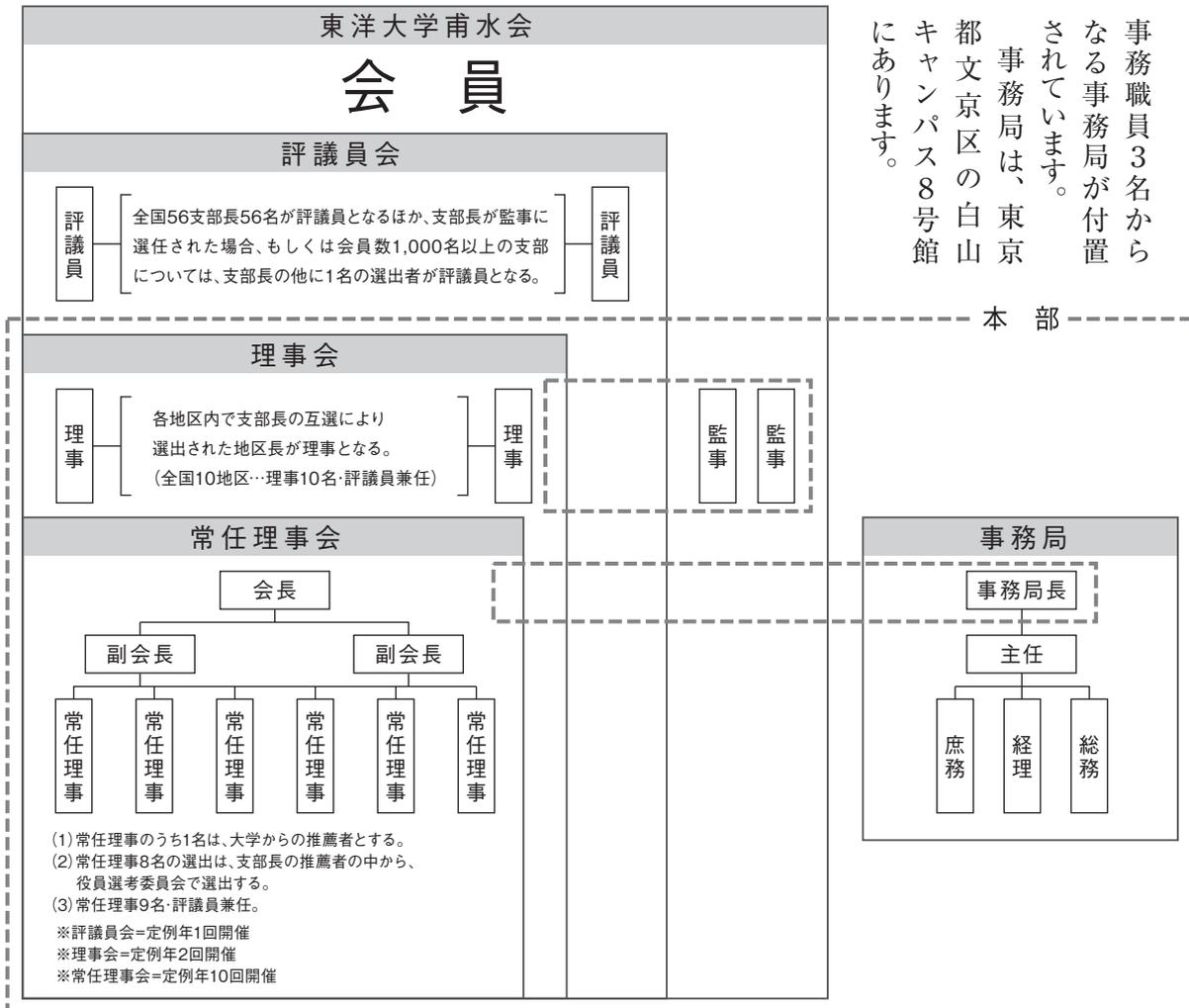
「理事会」は、全国10地区（北海道、東北、関東、甲信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州）の地区区長（各地区内の支部長間での互選により選出）と次に説明する「常任理事会」のメンバーからなる理事により構成され、評議員会から決定または委任を受けた事項に係る業務の企画立案などを行います。

「常任理事会」は、支部長からの推薦者8名と学校法人東洋大学からの推薦者1名からなる常任理事により構成されます。常任理事の中から会長1名と副会長2名が選出され、予算の執行、会報の発行など理事会の決定した事項に係る業務執行を担います。

「本部」は、会長1名、副会長2名、常任理事6名、理事10名のほか、業務および会計の監査を行う監事2名を含む役員から構成され、事務局長1名と

事務職員3名からなる事務局が付置されています。
事務局は、東京都文京区の白山キャンパス8号館にあります。

東洋大学雨水会組織図



支部組織について (支部区分)

本会に加入された会員は、在住の地域に基づいて、全国の都道府県に設置されている56の支部のいずれかに所属することとなります。下記の「支部区分・支部コード所属支部管轄市区郡町村」は、都道府県区分をベースに、

会員各位所属する支部の管轄となる市区町村を一覧化した表です。類似した市区町村名を判別するとともに、会員数や会費の集計のために支部ごとにコードを付しています。

支部区分・支部コード 所属支部管轄市区郡町村一覧

支部名	コード
札幌・函館	0101
旭川	0103
北見	0104
室蘭	0105
釧路	0106
青森	0201
岩手	0301
宮城	0401
秋田	0501
山形	0601
福島	0701
茨城	0801
栃木	0901
群馬	1001
埼玉北	1101
埼玉中	1102
埼玉東	1103
埼玉南	1104
千葉東	1201
千葉西	1202
城東	1301
城西	1302
中央	1303
城北	1304
多摩	1305
神奈川	1401
新潟	1501
山梨	1901
長野	2001
富山	1601
石川・福井	1701
岐阜	2101
静岡	2201
愛知	2301
三重	2401
京都・滋賀	2601
阪奈	2701
兵庫	2801
和歌山	3001
鳥取	3101
島根	3201
岡山	3301
広島	3401
山口	3501
徳島	3601
香川	3701
愛媛	3801
高知	3901
福岡	4001
佐賀	4101
長崎	4201
熊本	4301
大分	4401
宮崎	4501
鹿児島	4601
沖縄	4701

支部名	管轄支庁
札幌・函館	石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局の奈井江町・浦臼町以南 渡島総合振興局、檜山振興局
旭川	上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局、空知総合振興局の砂川市・新十津川町以北
北見	オホーツク総合振興局
室蘭	胆振総合振興局、日高振興局
釧路	釧路総合振興局、十勝総合振興局、根室振興局

支部名	管轄支庁
埼玉北	熊谷市、秩父市、深谷市、本庄市、大里郡(寄居町)、児玉郡(美里町・神川町・上里町)、秩父郡(横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村)
埼玉中	入間市、川越市、坂戸市、狭山市、鶴ヶ島市、所沢市、飯能市、東松山市、日高市、富士見市、ふじみ野市、入間郡(三芳町・毛呂山町・越生町)、比企郡(滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町)
埼玉東	春日部市、加須市、行田市、久喜市、越谷市、幸手市、白岡市、草加市、蓮田市、羽生市、三郷市、八潮市、吉川市、北葛飾郡(杉戸町・松伏町)、南埼玉郡(宮代町)
埼玉南	上尾市、朝霞市、桶川市、川口市、北本市、鴻巣市、さいたま市、志木市、戸田市、新座市、和光市、蕨市、北足立郡(伊奈町)

支部名	管轄支庁
千葉東	旭市、いすみ市、市原市、印西市、大網白里市、勝浦市、香取市、鴨川市、木更津市、君津市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑛市、袖ヶ浦市、館山市、千葉市、銚子市、東金市、富里市、習志野市、成田市、富津市、南房総市、茂原市、八街市、八千代市、四街道市、安房郡(鋸南町)、夷隅郡(大多喜町・御宿町)、印旛郡(酒々井町・栄町)、香取郡(神崎町・多古町・東庄町)、山武郡(九十九里町・芝山町・横芝光町)、長生郡(一宮町・白子町・長南町・長柄町・睦沢町・長生村)
千葉西	我孫子市、市川市、浦安市、柏市、鎌ヶ谷市、流山市、野田市、船橋市、松戸市

支部名	管轄支庁
城東	江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区、台東区
城西	渋谷区、新宿区、杉並区、世田谷区、中野区
中央	大田区、品川区、中央区、千代田区、港区、目黒区 青ヶ島村、小笠原村、大島町、神津島村、利島村、新島村、八丈町、三宅村、御蔵島村
城北	足立区、荒川区、板橋区、北区、豊島区、練馬区、文京区
多摩	昭島市、あきる野市、稲城市、青梅市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、小平市、狛江市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、日野市、府中市、福生市、町田市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市、西多摩郡(奥多摩町・日の出町・瑞穂町・檜原村)

※阪奈支部は、大阪・奈良支部合併となります。

事業活動について

本部が行う事業（行事）

●父母懇談会（大学と協働にて実施）

父母懇談会は、東洋大学主催の行事であり、5つのキャンパスにおいて学部別に実施される「学部別父母懇談会」と関東地区を除く全国26会場において実施される「地区別父母懇談会」の大きく2つに分けて実施されます。

学部別父母懇談会では、学部長の紹介と挨拶、就職講演が行われ、その後各学部に分かれて学部長の教育方針の説明、学科別のカリキュラムの説明、履修成績に係わる個別相談を行っています。また、国際交流関連担当部署による留学支援体制の説明会が実施されるほか、在学生によるキャンパスツアーが実施され、教室等の施設設備、学生食堂などを見学できます。

地区別父母懇談会においては、大学代表者による大学の近況のほか、就職状況及び就職支援体制について説明されます。希望に応じて専任教職員による学生各位の履修成績状況を中心とした個別面談が実施されます。

浦水会では、「支部総会」を東洋大学「父母懇談会」の実施時期に併せて開催しており、大学と協働で効果的効率的な運営を図るよう工夫しています。全国26会場

において実施される「地区別父母懇談会」では浦水会「支部総会」と同時開催しており、会場使用料を浦水会で負担するほか、父母懇談会実施に際しての円滑な運営に寄与しています。

●会員の集い・就職フォーラム

本会では、会員相互の親睦を深め、就職関係の充実を図ると共に、事業活動を一層充実させるために、二〇〇九年度より毎年10月下旬または11月上旬に「会員の集い・就職フォーラム」として、就職講演会のほか、「子供の就職活動にあたっての親の接し方」をテーマに東洋大学の新卒者をまじえたパネルディスカッション、キャンパスツアーなどを実施しています。

●全国56支部長研修会

本会では、本部と全国56支部が常に緊密に連携し、設立の趣意に基づき大学に協力して学生生活の充実を図り、会員相互の親睦と連帯を促進するために、56支部長の研修会を年1回開催しています。

学生・父母に対する支援

●奨学金の給付 — 「浦水会奨学生規程」

P11参照

これは、会員が不慮の事故により死亡、重病、罹災、突然失業したためにそのご子女の修学が困難に陥った場合、会員または子女である学生の出願に基づき、所

定の選考条件に合致すれば、月額3万円の奨学金を学生に給付するという制度です。年度ごとに予算の範囲内での採用枠が設定されています。この奨学金は貸与ではなく、返済の義務はありません。

具体的な申請手続については、本部署局へお問い合わせ下さい。

●弔慰金の給付 — 「浦水会弔慰金に関する規程」 P12参照

不測の事故等で会員または会員のご子女が死亡された時に、その遺族に対して弔慰金を給付しています。なお、給付については、学生部等と連絡をとり給付します。

●学生の課外活動への援助

全学的な規模で行なわれる大学祭、スポーツ大会、クラブ・サークル活動等に對しても援助しています。

この援助は、大学学生生活部署の紹介に基づいて行なわれます。

●浦水会長賞の授与

学部学科等の申請に基づき学生の参加するイベント・コンクール等の優秀者に対して、浦水会長賞を授与しています。

●外国人留学生関係行事への援助

本学の留学生団体が主催する行事及び大学が行っている関係行事（日本語弁論大会、英語弁論大会等）へも援助しています。

広報活動

浦水会活動についての紹介を中心とした「会員のしおり」と年度の活動内容についての報告を中心とした「浦水会報」を年1回発行しています。

本部事業執行について進捗状況を支部長へ報告する「浦水会ジャーナル」を年2回発行しています。

浦水会が実施する事業（行事）等について、浦水会ホームページにも適宜掲載しています。

校友会との連携

浦水会、校友会相互の交流を図る目的から、それぞれの行事については、役員を派遣、招待しています。

特に、支部総会で地元在住の校友からUターン情報等の話を聞いている支部もあり、交流を深めるよい機会となっております。

大学及び校友会との共同事業

●大学に対する寄付

東洋大学教育・研究協力資金に対する寄付を行っており、奨学事業の充実、在学生の課外活動の支援を中心に大学の事業に協力しています。

●井上田了が志したものはへの協賛

大学主催のこのコンクールでは、浦水会として実行委員会に出席するとともに、その諸経費の一部を負担援助しています。毎年、学生および一般の部に分けて入賞者を決定のうえ表彰しています。なお、

応募等の詳細については、エクステンション課（03-3945-17636）へお問い合わせください。

●卒業記念品の贈呈

毎年、大学・校友会・浦水会の三者の共同により、卒業生に対して卒業記念品を贈呈しています。

支部が行う事業（行事）

支部活動とは、「各支部が本部の指標に従い自主的に実施する活動」をいいます。

各支部の主な事業（行事）は、毎年大学主催の「父母懇談会」に併せて実施される「支部総会」のほか、支部ごとに随時開催される「就職説明（懇談）会」、「校舎見学会」、「講演会」などがあります。

これらの事業を通して、会員相互間の連絡を密にしながら大学の興隆発展に協力し、大学と協力して学生の心身の健全な発展を図るとともに自己研鑽を図る機会でもあります。

以下、これら事業の概要をご説明します。

●支部総会

浦水会における全国56支部ごとに、支部総会を実施しています。支部総会は、支部における事業計画の立案や運営の仕方決定する会議として支部活動の要として位置づけられています。

例年、大学主催の「父母懇談会」の時期に合わせて実施されており、本部との連携を図りながら、大学と子女である学生の支援を図るとともに、実施に併せて懇親会が実施されるなど会員間での楽し

い親睦の場となっております。

●就職説明（懇談）会

この事業の開催は、各支部会員のご要望により支部長が取りまとめ本部へ開催申請することから始まります。特に、今日の就職環境の厳しさから、会員の関心が高く、好評を得ています。

就職説明（懇談）会では、各支部ごとに就職コンサルタントや企業からの人事担当者などを講師に迎えて、企業の採用動向、大学生が直面している就職環境と具体的な就職対策、親としての子どもへの就職活動に対する関わり方などについて講演が行われます。

大学からは、就職・キャリア支援部が作成した就職環境全般と就職実績および就職支援体制に係る説明資料をもとに、浦水会本部の協力のもと作成したデジタルツールの提供もなされ、充実した内容となっております。

●校舎見学会

この事業は、就職説明（懇談）会と同様の手順で開催されます。校舎見学会は、会員ご子女がどのような環境（施設設備）の中で学習しているかを知るとともに、ご子女とのコミュニケーションを図ることも役立っているようです。

●講演会・文学散歩等

この事業の開催手順も前事業計画と同様ですが、大学の教員を講師として招聘し開催することを原則とし、支部会員の研鑽、親睦等を目的として行なわれます。

甫水会からのご案内

東洋大学 父母専用相談窓口（父母ホットライン） （ご父母または保証人の皆さまに対する電話相談窓口）

東洋大学甫水会事務局内に、父母専用相談窓口（父母ホットライン）を開設しています。学部在籍のご子息・ご息女のごことで、ご父母または保証人の皆さまが、大学のどこの部署へ相談したらよいかわからない等、お困りのことがございましたら、この相談窓口まで、電話にてお問合わせください。

電話番号:03-3945-7883

受付時間:9:30~16:30(月曜日~金曜日)

※大学へのご連絡に際して

授業運営や事務手続きに関する質問等につきましては、ご子息・ご息女が所属する関連窓口へ直接申し出ていただくようお願いしています。お子様の自主性を尊重し、学修を実質化する意味において、父母および保証人の皆さまにおかれましてもご助言いただきますようお願い申し上げます。

甫水会からのお願い 保証人住所変更手続きについて

転居等により保証人住所・電話番号を変更される場合には、ご子息・ご息女に東洋大学ホームページサイト『ToyoNet-G』（とよねっとジー）で変更手続きを行うようにお伝え下さい。

この手続きで「父母懇談会」・「支部総会」・「会員の集い・就職フォーラム」・「会報 東洋」等、甫水会及び会員の皆様が所属する支部からのすべての送付物のあて先に反映されます。

なお、甫水会では、住所変更手続きは受け付けられませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

教務担当窓口への提出 もしくは『ToyoNet-G』からの変更をお願い致します。

浦水会費について

「本部事業活動費及び支部事業活動費」は、会員となられたご父母（保証人）から会費として納入していただいた「浦水会費5,000円」で、これらの諸経費をまかっています。

入会及び会費納入

●学部第一部（昼間部）の会員

学部第一部（昼間部）へご入学されました新入生のご父母（保証人）は、全員、自動的に浦水会に入会いただいております。会費の納入については、大学の学費（授業料）納入時、毎年「大学から届けられた学費払込用紙」で一括納入され、学生の在学期間は進級手続に併せて継続納入されます。

●学部第二部（イブニングコース）の会員

学部第二部（イブニングコース）へ入学された学生におかれましては、社会人として自立されている方もいらっしゃるごことから、浦水会への加入は任意となっています。入会をご希望のこ

父母（保証人）は、オンライン入学手続の登録完了画面にある「こちらをクリック」より浦水会費納入手続ページへ進み、手続きを行って下さい。また、2年生以降の会費納入については、毎年3月下旬頃浦水会本部から「会費納入のご案内」を送付いたしますので、同封の「郵便振込用紙」で所定期日までにご送金下さい。なお、2年生以降も引き続き進級手続きに併せて会費納入が必要となります。

学部第一部（昼間部）のご父母（保証人）は全員加入していることに鑑み、ぜひご加入をお願いします。

会費の用途

●本部・支部の配分

納入された会費は主として本部の事業（行事）の運営及び支部の活動に係る経費として充当されております。各支部へは、支部運営の基礎的経費として支部会員数に応じた一定額を本部から送金します。また、支部活動が円滑

に運営できるように、支部からの行事企画の申請により、本部が定める一定の基準に基づいて、毎年度本部予算から該当する支部へ援助金、補助金として交付する予定です。

●本部・支部会費の主な用途

各支部が受け取る支部運営費は、前述の支部主催事業費及び支部運営の費用として使われます。なお本部は前述の事業活動費、運営費、会議費、事務局管理費及び人件費等として使用されます。

●会計収支報告

これら会計の収支は、毎年度の予算書、決算書で明示され、常任理事会が理事会の議を経てから評議員会の承認を得て執行し、結果は浦水会の「会報」にて皆様にご報告しています。

東洋大学浦水会 会則

第1章 総則

第1条 この会は、東洋大学浦水会という。

第2条 この会は、本部を東京都文京区白山5丁目28番20号に置く。

第2章 目的および事業

第3条 この会は、東洋大学（以下「大学」という）学生の父母又は学生の保護者相互間の連絡を密にし、大学の興隆発展に協力するとともに、大学と協力して学生の心身の健全な発達を図ることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 支部の組織強化に関すること
- (2) 教育の充実強化に関すること
- (3) 学生の文化、体育活動などに関すること
- (4) 学生の就職、福利厚生に関すること
- (5) 会報の発行
- (6) 父母又は学生の保護者の文化活動の促進
- (7) 大学への協力及び支援に関すること
- (8) その他必要と認める事業の推進

第3章 会員

第5条 この会の会員は、大学に在学する学生の父母又は保護者で、浦水会費を納入した者とする。

ただし、外国人留学生の父母又は保護者は、除くものとする。

第4章 役員

第6条 この会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
副会長 2名
常任理事 9名
理事 10名
監事 2名
(会長、副会長を含む)

2 役員は、役員選考委員会（別に定める）で役員候補者として選出され、理事会・評議員会に諮り選任する。

3 役員選考委員会は、以下の各号にもとづいて、役員候補者の選考を行う。

- (1) 会長候補者、および副会長候補者の選考は、常任理事候補者の中から選出する。
- (2) 常任理事候補者は、支部長、および学校法人東洋大学が推薦するものとし、推薦者の中から候補者9名を以下の項にもとづき、選考する。

① 常任理事候補者の内8名は、支部長からの推薦者とする。

② 常任理事候補者の内1名は、学校法人東洋大学からの推薦者とする。

(3) 理事候補者は、北海道・東北・関東・甲信越・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州（含・沖縄）の各地区内で、支部長の互選により選出された、地区長をもつてこれに当てる。

(4) 監事候補者は、支部長からの推薦者とする。

第7条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理し、または代行する。

第8条 理事は、常任理事とともに理事会を構成し、次の業務を処理する。

- (1) 評議員会が決定した事項
- (2) 業務の企画立案
- (3) 評議員会から委任された事項
- (4) その他必要と認める事項

2 理事会は、評議員会の建議、答申、要望事項を処理した場合には次回の評議員会に報告しなければならない。

第9条 常任理事は、会長、副会長とともに常任理事会を構成し、次の業務を執行する。

- (1) 理事会が決定した事項
- (2) 予算の執行
- (3) 会報の編集発行
- (4) その他必要と認める事項

第10条 監事は、この会の業務および会計の監査を行う。

第11条 この会の役員は、評議員会において選出する。

2 会長、副会長および常任理事は、すべて理事となる。

第12条 この会の役員はすべて評議員となる。

ただし、監事は評議員の資格を兼ねないものとする。

第13条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じ、その定数の4分の1を超えた場合は、3ヵ月以内に補充しなければならない。

3 補欠で選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。第14条 役員が辞任するときは、会

長にその事由を申し出て、常任理事会の同意を得るものとする。

第15条 役員は任期満了後、もしくは改選後においても、後任者が就任するまでその業務を続けなければならない。

第16条 役員に役務上ふさわしくない行為のあったとき、またはこの会の名誉を著しく傷つけたときは、常任理事会の発議により、評議員会に諮り、適当な措置を行うことができる。

第17条 役員は無給とする。ただし、業務に関与した場合は、別に定めるところにより、実費を支給する。

第5章 顧問

第18条 この会は、満期退任役員の中から顧問を置くことができる。

2 事務局経験者の顧問を、置くことができる。

第19条 顧問は、理事会の議を経て評議員会に諮り、会長が委嘱する。

2 顧問は、常任理事会の諮問に応じて助言するものとする。

3 顧問は、会長の命を受けて、浦水懇談会その他の行事に参加することができるものとする。

4 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 評議員

第20条 この会に評議員80名以内を置く。

2 評議員は、支部長をもってこれ

に当てる。ただし、支部長が監事に選任された場合、もしくは会員数が1,000名を超える支部は、支部長以外に1名の評議員を選出するものとする。

3 評議員会の代理出席については、支部長の指名する支部役員とする。

第21条 評議員は評議員会を構成し、次の事項を審議し決定する。ただし、必要な事項は浦水会報に記載すると共に、浦水懇談会で報告するものとする。

- (1) 役員を選出に関すること
- (2) 会則の改正に関すること
- (3) 事業計画および事業報告に関すること
- (4) 予算および決算に関すること
- (5) 重要な資産の取得および処分に関すること
- (6) その他必要と認める事項

第22条 評議員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 会議

第23条 常任理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 常任理事在数の3分の1以上から会議の目的を示して請求があった場合は、会長は10日以内にこれを招集しなければならない。

3 常任理事会は、常任理事定数の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。ただし、当該事

項につき、あらかじめ書面をもって意思表示したものは出席とみなす。

4 常任理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第24条 理事会は、会長が年1回以上招集し、その議長となる。

2 理事会の招集、成立、議決については、第23条第2項・第3項・第4項の規定を準用する。

3 理事会における審議・承認は、郵便、ファックス、電子メール等の手段を利用した文書会議形式により行うことができるものとする。

第25条 評議員会は、会長が招集する。

2 評議員会の議長および副議長は、評議員会においてその都度互選する。

3 評議員会の招集、成立、議決については、第23条第2項・第3項・第4項の規定を準用する。

第26条 理事会および評議員会には議事録を作成し、議長および出席者代表2名の署名捺印をうけ、これを保存する。

第8章 浦水懇談会

第27条 浦水懇談会は、会長が年1回招集する。

2 浦水懇談会は、関東地区支部（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県）は、学生の在籍する各校

舎で開催する。

3 関東地区支部（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県の15支部）以外の支部は、各支部で開催する行事の中で開催する。

第28条 浦水懇談会は、大学と父母（又は保護者）が在籍する学生の学業及び生活に関し、相互に理解と協力を深めるため連絡を密にし、大学の教育及び研究に必要とする行事を実施する。

- (1) 各学部の現状報告
- (2) 学生の履修・成績に関する相談
- (3) 学生の就職、福利厚生に関する相談
- (4) 学部・学科教授と父母又は保護者との懇談
- (5) 在籍する学生の学内施設（展示資料含む）の見学
- (6) その他必要と認める事項

第28条の2 浦水懇談会は、大学が実施する諸行事をもって、これを読み替えることができる。

第9章 資産および会計

第29条 この会の資産は次のとおりとする。

- (1) この会の財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 浦水会費
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品

(6) その他の収入
 第30条 この会の財産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄付金品であつて、寄付者の指定があるものは、その指定に従う。

第31条 この会の資産は、会長が管理し運用する。

2 基本財産は、評議員会の議決を経て、確実な有価証券、信託預金または郵便定期貯金、銀行定期預金として会長が保管する。

第32条 基本財産は消費し、または担保に供してはならない。ただし、この会の事業遂行上やむをえない事情があるときは、評議員会の議決を経て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

第33条 この会の事業遂行に要する費用は、浦水会費および資産から生ずる果実、事業に伴う収入・寄付金品等の運用財産によつてまかなう。

第34条 この会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度に会長が作成し、常任理事会および理事会の審議を経、評議員会の

議決を得なければならない。事業計画および収支予算を変更したときも同様とする。

第35条 この会の収支決算は、毎会計年度に会長が作成し、財産目録および事業報告書とともに監事の意見をつけ、評議員会の議決を得なければならない。

2 この会の収支決算の余剰金があるときは、評議員会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

第36条 収支予算で定めたものを除いて、新たに義務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、評議員会の議決を得なければならない。ただし、その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金については常任理事会の議決によるものとする。

第37条 浦水会費は、次の通りとする。

2 浦水会費は、年額5,000円とし、学生の入学時並びに以後毎年授業料払込時に納入するものとする。

第38条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 地区および支部

第39条 この会の連絡を密にし、組織を充実強化させるため、地区および支部を設ける。

第40条 地区は全国を分けて10地区とし、各地区に地区長を置く。

2 地区長は、各地区内支部長の中心から支部長の互選により選出する。

3 地区長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 地区長は、地区内の支部長を代表して理事となり、第8条の理事会に出席してその業務を処理する。

第41条 支部は、都道府県に1支部を置く。ただし、東京都、北海道、埼玉県および千葉県には複数の支部を置くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、2以上の支部を合併して1支部とすることができる。

3 支部は、本部との連絡を密にし、特に次の事項については直ちに本部に報告しなければならない。

- (1) 支部長および副支部長の改選
- (2) 支部事務所の変更
- (3) 支部規約の改正
- (4) 支部会計報告(年1回)
- (5) その他必要な事項

第11章 事務局

第42条 この会に事務局を設け、嘱託の事務局長および事務員若干名を置く。

2 「嘱託者の採用」は、別に定める「嘱託者雇用に関する要綱」によるものとする。

第43条 事務局長は、会長の命を受けて事務員を指揮監督し、この会の事業実施、資産の管理などの事

務を処理する。

2 事務局長は、常任理事会および理事会に出席して意見を述べることがができる。ただし、議決には加わらない。

第44条 事務局長および事務員は、常任理事会の議を経て会長がこれを任免する。

第12章 会則の改正および解散

第45条 この会則の改正は、理事会または評議員会のいずれかの発議に基づき、評議員会で出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。

第46条 この会は、評議員の3分の2以上の同意を得なければ解散することはできない。

2 解散による残余財産は、評議員会の議決を経て学校法人東洋大学に寄付するものとする。

第13章 補則

第47条 この会則について必要な細則は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

附則

1 この会則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成9年度以前の入学者で退学・除籍になっていた者が復学した場合、平成11年5月22日より施行されている旧規程による。

東洋大学浦水会 奨学生規程

第1条 東洋大学浦水会（以下「本会」という。）は、会員が不測の

事故（重病、死亡、罹災、失業等）

により、家計の事情に急変が生じたために子女の修学が困難となつたときは、当該会員の子女の出願

に基づき、この規程を適用し、所定の選考に合格したものを奨学生

に採用して奨学金を給付する。

2 前項以外に、次の各号に該当する学生を奨学生に採用することができる。

(1) 外国人留学生で成績優秀者

(2) 経済的困窮で修学または円滑な就職活動が困難な者

第2条 奨学生の選考については、次の場合に行なう。

(1) 本会会員の子女からの出願があつた場合

(2) 本会からの募集に対して、応募があつた場合

(3) 大学からの推薦または申し入れのあつた場合

(4) 本会本部役員または支部長からの申請があつた場合

第3条 本会が奨学生に給付する奨学金は、毎年度の一般会計に計上された予算範囲内に限るものとする。

2 本会の奨学金は、返済の義務を伴わないものとする。

第4条 本会の奨学生は、東洋大学に在学中の学生であつて、次の要件を備えたものとする。

(1) 健康であり、家計急変に伴う困難を克服し、卒業まで勉学を続行する強い意志を

持っていること。

(2) 学習活動や生活全般を通じての態度・活動が学生らしい人物であること。

第5条 奨学生に対する奨学金の給付は、次のとおり行う。

(1) 奨学金は、月額30,000円とする。

(2) 支給期間は、原則として、12ヶ月を上限とする。

(3) 奨学金の給付は、原則として毎月25日に本会本部事務局より給付する。必要に応じて、数か月をまとめて給付することができる。

第6条 奨学金の給付期間は、原則として奨学生採用年度限りとする。ただし、毎年3月末日の現況調査により、引き続き経済的援助の必要が認められ、かつ、本人に初志貫徹の意志ありとみとめられた

場合は、所要の手続きを経て次年度に継続することが出来るものとする。

2 前項の給付期間は、奨学生の父母又は保護者の家計事情が好転したと認められた場合は年度の間においても、これを打ち切りまたは短縮することがあるものとする。

第7条 本会の会員が子女の奨学生採用を希望する時は、本部事務局に申し出て「奨学生願書」、「所得証明書」等の用紙の交付を受け、必要な書類一式を整えた上、浦水会長あてに提出するものとする。

第8条 奨学生の採用選考は、本部常任理事会が「東洋大学浦水会奨学生選考基準内規」により行い、会長が決定する。

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2018年11月10日から施行する。

この規程は、2018年11月10日から施行する。

浦水会の支部主催行事等援助金支給規程

第1条 支部が主催する行事等について援助金を支給する場合は、この規程による。

第2条 支部は、所定の書式により事前に申請する。

第3条 会員全体を対象とした就職説明（懇談）会の支部主催行事等については支部からの申請に基づき審査のうえ年度10万円の範囲内で援助する。ただし、申請支部の繰越金等を考慮のうえ、援助金を支給する。

第4条 会員全体を対象とした講演

会および校舎見学会（視察・研修）等の支部主催行事は、原則として、支部予算の範囲内で実施するものとする。ただし、支部予算では賄えない場合で、やむを得ないと認められる場合についてのみ、支部からの申請に基づき審議のうえ、年度10万円の範囲内で援助する。

第5条 本学学生の文化・体育活動の支部主催応援行事等については、年度10万円の範囲以内で援助する。この場合の支部主催応援行

事等には、各地区で開催される競技大会応援の他、サークル・クラブの合宿訪問、演奏会参加および学生が参加する祭事等を含むものとする。ただし、申請支部の繰越金等を考慮のうえ援助金を支給する。

第6条 支部主催行事等と同じ日に複数開催する場合の援助は、1回開催分とする。

第7条 第3条および第4条、第5条の援助金支給時期については、支部主催行事開催後の報告書によ

り常任理事会の審議に基づき、援助金を支給することができる。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の了承を得る。

附 則

1 この規程は、平成28年6月1日から施行する。

2 この規程の運用詳細については別途定める。

東洋大学浦水会 弔慰金に関する規程

第1条 この規程は、東洋大学浦水会の弔慰金（以下「弔慰金」という。）取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規程は、東洋大学浦水会の会員（以下「会員」という。）及び会員の子女である学生（以下

「学生」という。）に対して適用する。

2 天変地異の場合は、原則として適用しない。

第3条 会員又は学生が死亡したときは、その遺族に対して、弔慰金として3万円を送る。

第4条 この規程による弔慰金を受けようとする者は、原則としてその事実発生時から1ヵ月以内に所定用紙に記入押印の上、請求するものとする。

2 所定用紙には、必要に応じてその事実を証明する書類を添付するものとする。

ものとする。

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

東洋大学浦水会 個人情報の保護に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、東洋大学浦水会の個人情報の保護に関する遵守すべき事項を定め、個人の権利、利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「個人情報」とは、東洋大学浦水会員およびその学生に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

2 この基準において「個人情報データベース」とは、学校法人東洋大学が有する個人情報を含む情報の集合物の中から、浦水会本部が特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

3 この基準において「個人情報取扱事業者（以下「情報取扱者」という）」とは、個人情報データベースを用い情報を提供する浦水会事務局をいう。

第3条 浦水会で保有する個人情報（浦水会本部）

は、次に掲げるものとする。

- (1) 会員氏名
- (2) 会員住所・郵便番号・電話番号
- (3) 会員勤務先・電話番号
- (4) 学生氏名
- (5) 学生学年、性別、所属学部学科
- (6) 学生学籍番号
- (7) 学生出身高等学校

2 情報取扱者は、第1項に掲げる個人情報が必要になつたとき、直ちに消去・廃棄するものとする。

3 浦水会は、保有する個人情報を適正に管理しなければならない。

(浦水会支部)

第4条 浦水会支部（以下「支部」という）が保有する個人情報は、その支部に所属する会員の第3条第1項第1号、第2号、第4号、第5号および第6号に規定するものとする。

2 支部への個人情報の提供は、前項に規定する個人情報を網羅した支部会員名簿および必要に応じて作成する宛名シートによるものとし、支部長に送付する。この場合、電子データでの作成は行わない。

第5条 個人情報（浦水会本部）

3 第3条第1項第3号および第7号について支部長から情報提供の申し出があつた場合、事情により所定の手続を経て浦水会会長の許可を得るものとする。

4 支部長は、支部会員の個人情報を適正に管理しなければならない。

5 支部での名簿作成）

第5条 個人情報の入つた支部会員名簿を支部で作成することは、禁止する。ただし、役員名簿はこの限りではない。

2 支部運営上やむを得ず作成する必要がある場合は、浦水会会長の許可を得るものとする。ただし、この場合、学籍番号は省かなければならない。

（第三者への提供禁止）

第6条 第4条および第5条に規定する個人情報は、浦水会本部が行う発送業務および学生総合補償制度に関する業務並びに支部が行う発送業務のための委託を除いて、第三者への提供を禁止する。

2 発送業務を委託するときは、個人情報の保護のため、委託先の監督を厳格にしなければならない。

（個人情報データベースの管理）

第7条 情報取扱者は、個人情報データベースの維持・管理をするとともに、第三者への個人情報の流出を防止しなければならない。

（奨学生選考書類）

第8条 東洋大学浦水会奨学生規程第7条に規定する書類一式は、常任理事会での選考後、回収のうえ廃棄する。

（責務）

第9条 情報取扱者および支部長は、個人情報の適正な取り扱いを確保し、この基準を遵守する責務を有する。

（基準の改廃）

第10条 この基準の改廃は、常任理事会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附則

この基準は、平成16年5月22日から施行する。

この基準は、平成16年5月22日から施行する。

白山キャンパス

〒112-8606
東京都文京区白山5-28-20

文・経済・経営・法・社会・
国際地域・国際・国際観光学部
イブニングコース（第2部）
大学院

PHOTO



敷地: 3万6,412㎡ / 校舎: 11万2,712㎡

1887（明治20）年に本郷区龍岡町（現・文京区湯島）の隣祥院で創立し、1897（明治30）年より小石川区原町（現・文京区白山）に校舎を構え、この地とともに歴史を歩んできました。創立100周年を機に、高層集約化による近代的なキャンパスとなり、文系学部・イブニングコース（第2部）・大学院の学生、約22,000名が通学しています。

創立者・井上円了博士の立像が見守る「雨水の森」は、地形を活かした緑と水のオープンスペースが評価を受け、2003（平成15）年度に文京区の第3回文の京都市景観賞「景観創造賞」を受賞しました。

5号館は、井上円了ホールと井上円了記念博物館があり、創立者を記念した建物となっております。

6号館は、西門のポケットパークやシンボルツリー（大楠）、屋上緑化が評価され、2005（平成17）年度第5回文の京都市景観賞「景観創造賞」や、2006（平成18年）年度東京都環境賞「知事賞」を受賞しました。

創立125周年を迎えた2012（平成24）年に「研究開発」「国際化」「交流・発信」の機能を備えた125周年記念館（8号館）、9号館が完成。2017（平成29）年に10号館が完成しました。タワー型の2号館からは副都心を一望できます。キャンパス内には複数の学食スペースがあり、メニューも豊富に取り揃えています。

MAP



ACCESS

- JR巣鴨駅から浅草寿町行バスで10分 東洋大学前下車
- 都営地下鉄三田線で白山駅下車 徒歩5分
- 都営地下鉄三田線で千石駅下車 徒歩7分
- 東京メトロ南北線で本駒込駅下車 徒歩5分

テレホンガイド

ご案内事項	取扱い窓口	電話番号
● キャンパス代表	総務課	03-3945-7224
● 教務関係		
授業・成績等	文学部	03-3945-8544
	経済学部	03-3945-8423
	経営学部	03-3945-7247
	法学部	03-3945-8547
	社会学部	03-3945-8538
	国際学部 国際地域学部国際地域学科	03-3945-4233
	国際観光学部 国際地域学部国際観光学科	03-3945-7733
証明書音声ガイド	大学院 各学部共通	03-3945-7250 03-3945-7225
● 学生生活関係		
奨学金	学生支援課	03-3945-7124
アルバイト・下宿・アパート		09-3945-7262
サークル活動		03-3945-7809
運動部関係		03-3945-7278
保健管理室		03-3945-7265
学生サポート室		03-3945-8673
学生サポート室(障がい学生支援)		
● 就職関係		
キャリア・就職相談	就職・キャリア支援部	03-3945-7280
● 国際交流関係		
留学関係	国際教育センター/国際部	03-3945-8593
学費関係	財務課	03-3945-7305
寄付・募金関係	募金課	03-3945-7498
入試	入試課	03-3945-7272
図書館関係	図書事務課	03-3945-7325

朝霞キャンパス

〒351-8510
埼玉県朝霞市岡48-1

ライフデザイン学部

PHOTO



敷地: 6万9,774 m² / 校舎: 3万2,797 m²

朝霞キャンパスは、池袋からわずか18分の東京都心に近い埼玉県南部の武蔵野の自然が多く残る朝霞市の東武東上線朝霞台駅とJR武蔵野線北朝霞駅より徒歩10分のところにあります。キャンパスのすぐ近くを流れる黒目川は朝霞市の桜の名所であり、花まつりや人々の憩いの場所となっております。

朝霞キャンパスで学ぶライフデザイン学部は、諸資格取得のための実習授業が多いことも特徴の一つです。そのため、キャンパス内には、多様な授業目的のための実習設備が完備され、より実践的な知識や技術を学ぶことができます。例えば、介助技術の授業のための介護実習室、入浴実習室、調理実習室などや、保育士、幼稚園教諭の授業のための保育実習室、音楽実習室、ピアノ練習室などがあります。テニスコート、サッカー・アメフト競技用の人工芝グラウンド、ソフトボール場、体育館にはアリーナのほか、トレーニング機器を設置しているトレーニング場があり、これらの体育施設は授業のためだけでなく、学生の課外活動などでも広く利用されています。また、デザインや制作などの授業や演習で使用できる実験工房には各種演習用の工作機械室や学生がいつでも作業できるアトリエスペースが設置されており、学生がものづくりに専念できる環境を備えています。

その他、大型絵本のある図書館や学生の課外活動のためのコミュニティセンターなどがあります。キャンパスの中央には木々に囲まれた憩いの広場があり、休み時間や空き時間には友人とおしゃべりをしたり、軽く体を動かしたりする学生が多く見られます。

MAP



テレホンガイド

ご案内事項	取扱い窓口	電話番号
●キャンパス代表	朝霞事務課	048-468-6311
●教務関係		
履修・成績・試験 学籍・証明書	朝霞事務課	048-468-6451
●学生生活関係		
サークル活動	朝霞事務課	048-468-6408
奨学金		048-468-6457
学生相談室		048-468-6462
医務室（健康管理）		048-468-6607
●キャリア形成支援関係		
キャリア形成支援（就職）	朝霞事務課	048-468-6461
●学費等関係		
学費	朝霞事務課	048-468-6321
●入試関係（ライフデザイン学部）		
入試	朝霞事務課	048-468-6461
●図書関係		
図書館	図書事務課	048-468-6331

ACCESS

- 池袋駅から東武東上線で急行18分 朝霞台駅下車 徒歩10分
- JR武蔵野線北朝霞駅下車 徒歩10分

事務局へご質問・ご相談等ありましたら、ご遠慮なく各キャンパスのテレホンガイドによりお尋ねください。担当部課室の電話は、すべて直通となっております。

〈お電話受付時間〉

平日 9:30~12:45、14:00~16:45
土曜 9:30~12:45

なお、電話の場合は、必ずご自分の姓名と「学生の学科・学籍番号・名前」を申し出てください。申し出のない場合は、お断りする場合もございます。また、内容によってはお電話ではお答えしかねる場合がございますことを合わせてご了承ください。

※2021年4月にライフデザイン学部は埼玉県「朝霞キャンパス」から東京都北区「赤羽台キャンパス」へ全面移転いたします。

川越キャンパス

〒350-8585
埼玉県川越市鯨井2100

理工学部・総合情報学部
大学院理工学研究科
大学院総合情報学研究科
大学院学際・融合科学研究科

PHOTO



敷地：28万6,981㎡／校舎：7万7,401㎡

川越キャンパスは、1961（昭和36）年に工学部の学生が学ぶキャンパスとして開設されました。現在では理工学部、総合情報学部、大学院に在籍するおよそ5000名の学生が学ぶ場となっております。東京ドーム約6個分という広大な敷地を活かし、「物創り工房」や「バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター」など多くの研究施設を設置しています。数学・物理・英語などの基礎科目に対応した「学習支援室」や留学、海外インターンシップ、語学学習などについて支援する「グローバルコミュニケーションスペース（GCS）」などの学習施設も設置しています。また、部活動、サークル活動も盛んで、川越だけで50以上のサークルが活動しています。

その一方で、陸上競技場やラグビー場、野球場など各種グラウンドを備え、2018年3月には国内では珍しい屋内走路を併設した体育館を新築いたしました。また「大越記念庭園」や新西門から始まる「こもれびの森」等の豊かな自然を持つキャンパスでもあります。

その他、川越市と協力して行っている地域連携プログラムや一般の方に参加いただける「オープンカレッジ」、「こもれびの森・里山支援隊」など学外と協働した事業も行っております。

MAP



テレホンガイド

ご案内事項	取扱い窓口	電話番号
●キャンパス代表	総務課	049-239-1300
●教務関係		
履修・成績・試験・学籍 教職・各種証明書	教務課	049-239-1312
●学生生活関係		
奨学金・クラブ・サークル活動	教務課	049-239-1314
アルバイト ※	機ナジック・アイ・サポート	03-5466-1236
下宿・アパート ※	㈱ミニミニ城北	049-228-8832
学生相談室	教務課	049-239-1544
医務室（健康管理）		049-239-1317
※川越キャンパスでは業務委託をしております。		
●就職関係		
求人受付	教務課	049-239-1641
就職相談		
●学費・入試関係		
学費	総務課	049-239-1303
入試関係	教務課	049-239-1392
●図書関係		
図書館川越	図書館	049-239-1321

ACCESS

- 池袋駅から東武東上線で急行38分
鶴ヶ島駅下車 徒歩10分

板倉キャンパス

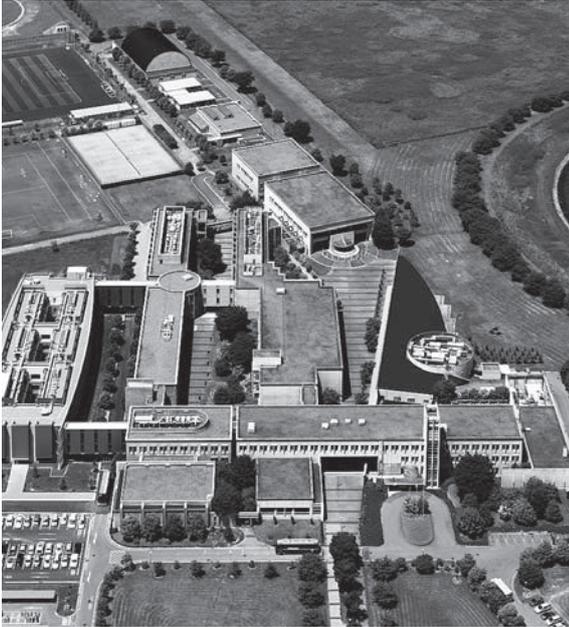
〒374-0193

群馬県邑楽郡板倉町泉野1-1-1

生命科学部・食環境科学部

大学院（生命科学研究科・食環境科学研究科）

PHOTO



敷地: 33万1,963㎡ / 校舎: 3万4,279㎡

1997年に群馬県板倉町に開設された板倉キャンパスには現在、生命科学部、食環境科学部、大学院生命科学研究科、食環境科学研究科の2学部2研究科が設置されており、約2000名の学生が勉学に励んでいます。

キャンパスには、多くの実験設備や学習環境が備えられています。2010年に完成した5号館は、「シース（生命の種）」をモチーフとしたガラス張りのモダンな設計となっています。36の実験室、10の共通機器室に最新の実験機器を有しており、多くの学生、教員が研究活動に励んでいます。また、3号館には給食経営管理室等が設置され、管理栄養士を目指す学生が約100人分の大量調理実習を行う事が可能です。

また板倉キャンパスには陸上競技部女子長距離部門、体育会サッカー部女子部の学生が在籍しており、専用グラウンドで日々練習に励んでいます。

更に図書館や体育施設、学生食堂などは、地域の方にも利用していただいているほか、お菓子を食べながらリラックスした環境で科学を身近に感じてもらうことを目的に2011年から月1回開催している「サイエンスカフェ」など地域の方にご参加いただけるイベントも多く企画しており、地域と密接な関係を築いています。

MAP



ACCESS

- 池袋駅からJR宇都宮線（湘南新宿ライン）東武日光線で79分
北千住駅から東武スカイツリーライン 東武日光線で63分
板倉東洋大前駅下車 徒歩10分

テレホンガイド

ご案内事項	取扱い窓口	電話番号		
●キャンパス代表	板倉事務課	0276-82-9111		
●教務関係				
生命科学部	板倉事務課	0276-82-9170		
食環境科学部		0276-82-9171		
大学院		0276-82-9119		
●学生生活関係				
奨学金	板倉事務課	0276-82-9172		
サークル活動				
アルバイト				
学生相談室			学生相談室	0276-82-9132
医務室（健康管理）			医務室	0276-82-9123
●就職関係				
就職相談	板倉事務課 (キャリア形成・就職支援室)	0276-82-9172		
●国際交流関係				
海外留学	板倉事務課	0276-82-9171		
●学費等関係				
学費	板倉事務課	0276-82-9111		
●図書関係				
図書館	図書事務課 (板倉)	0276-82-9061		

赤羽台キャンパス

〒115-0053
東京都北区赤羽台1-7-11

情報連携学部
大学院（情報連携学研究科）

PHOTO



敷地: 約4万㎡ / 校舎: 約1万8,000㎡

赤羽台キャンパスの最寄り駅、JR赤羽駅は、都心のみならず、横浜、大宮ほかの主要地点からのアクセスにも優れています。駅からは近いながら、駅周辺の喧騒から離れ、住宅街の落ち着いた環境の中にあります。

情報連携学部（Information Networking for Innovation and Design…通称INiAD）では、コンピュータ・サイエンス教育を基盤とし、チームを組んでコンピュータを使いこなし、情報を通して連携し、素早くアイデアを形にできるような人材を養成しています。

INiADの多くの授業は、少人数教室でのディスカッションやチーム学習を中心に行なっており、また、従来の教室とは異なり、黒板もホワイトボードもありません。学生は各々自分のパソコンを大学に持参して、インターネットを通じて、事前に配布される教材や授業で出た課題に取り組んでいます。

また、本のない図書館であるメディアセンターで、学生は電子ブックや電子ジャーナルで調べものをしたり、グループで集まって学習したりしています。学生には必要な情報を、紙の掲示板ではなく、すべて校舎内のデジタルサイネージやメール等でお知らせしています。

INiAD専用の校舎INiAD HUB-1は、最先端のIoTビルディングで、建物自体がIT教材でもあります。教室や部室の鍵や照明、空調、ロッカー、エレベーター、各種のセンサーなどの様々な設備がインターネットに接続され、学生を個々に識別するだけでなく、学生は定められているルールの範囲内で、自分たちの環境をプログラミングによってより使いやすくしていくことができます。

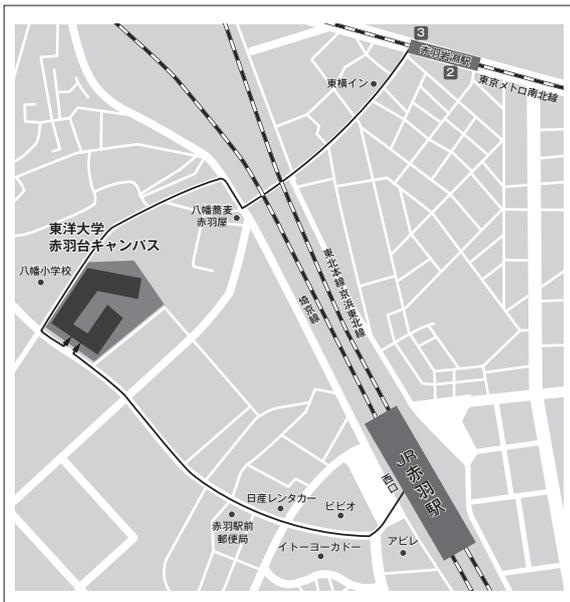
なお、2021年度には、ライフデザイン学部が朝霞キャンパスから移転することになり、校舎建設工事が開始されました。当キャンパスの二層の発展が期待されます。

テレホンガイド

ご案内事項	取扱い窓口	電話番号
●キャンパス代表	赤羽台事務課	03-5924-2600

〈お電話受付時間〉
平日 9:30～13:00、14:00～18:45

MAP



ACCESS

- JR赤羽駅下車 徒歩8分
- 東京メトロ南北線赤羽岩淵駅下車 徒歩12分

事業活動スナップ

父母懇談会

父母懇談会は、東洋大学主催の行事であり、浦水会の協力のもとで関東地区を中心としてキャンパス別の実施されるほか、全国26地区において会場設置して実施されます。

学長、学部長等の大学代表者による大学の現況説明のほか、成績表及び履修登録確認表の見方を含めた個別相談、就職講演会などが行われます。



大学現況説明（札幌会場）



個別面談風景（宮崎会場）



就職説明（山梨会場）

支部総会

全国56支部において、支部活動の総決算として支部総会を実施しています。

全国26地区における大学主催の父母懇談会の実施に際しては、本部の支援のもと、各支部単位で支部総会が実施されるほか、支部によっては会員相互の親睦を図れるよう親睦会を実施しています。



神奈川県支部



愛媛県支部

～ 参加いただいた会員の声 ～

- ・懇談会内容はとても分かりやすく、興味深く真剣に聞きました。
- ・個別面談で職員の方から履修状況など、見方についても説明していただき質問にも丁寧に対応していただきました。
- ・同じ県、同じ大学に通わせている親と親睦を深めることが出来ました。
- ・懇親会に出席して、大学、浦水会本部の方との連携・交流が深まり、また会員間の親睦も図れました。
- ・大学職員の熱心なお話が大変参考になりました。

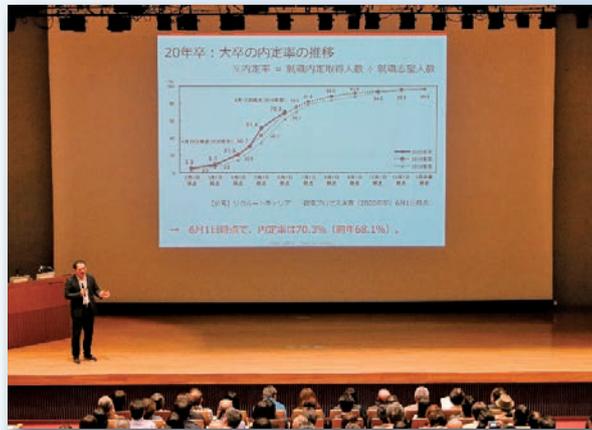
会員の集い・就職フォーラム



学長挨拶



グルービーサウンズ・ジャズオーケストラ



就職フォーラム



就職フォーラム



キャンパスツアー

～ 参加いただいた会員の声 ～

- ・興味深い話が聞けてよかった。いろいろな情報を知ることができてよいと思います。
- ・学内見学や学食も体験出来て良かったです。
- ・大変良かったと思いますが、父母からの質疑応答の時間がもっとあったら更に良かったと思います。
- ・グルービーサウンズ・ジャズオーケストラは昨年度よりも完成度が上がり、レベルアップしていました。
- ・大変有意義な時間を過ごすことができました。ツアーも楽しく、フォーラムは大変参考になりました。

その他支部主催行事

各支部で、いろいろなイベントを企画開催しています。



合同就職講演会（東京都 城東・城西・中央・城北）



日帰りバス研修旅行（埼玉県南支部）



就職説明会（埼玉県北支部）



全日本大学駅伝対抗選手権応援（愛知県支部）

課外活動等への支援

浦水会は、各キャンパスで実施される学園祭やスポーツ大会における学生主催団体に対する援助金の交付の他、体育系、文科系を問わず学生団体に課外活動に対する支援を幅広く行っています。

また、大学の教育活動を充実させるために、学部学科主催のイベント、ゼミナール等の活動に対する支援や、就職活動支援や学生の食育支援を行っています。



新入生歓迎行事 優勝チームへの表彰と記念品贈呈



ゼミ発表会

甬水会からのご案内



甬水会会員向け HP開設しました！

保護者として知りたい情報をアップしていきます

例えば…… 甬水会とは…？

支部行事に参加してみたい。

学生の大会情報を知りたい など

URL : <https://www.toyo-hosui.jp>



東洋大学甬水会

〒112-8606 東京都文京区白山 5-28-20 (8号館中2階)
TEL.03-3945-0123 FAX.03-3942-7612
E-Mail hosui@toyo.jp

発行日 2019年12月15日 編集・発行 東洋大学甬水会